



新型コロナウイルス感染拡大に関する緊急提言Ⅱ

公益社団法人 日本青年会議所

2020年5月27日

提言内容

新型コロナウイルスによるパンデミックは想像以上に深刻であり、わが国でも緊急事態宣言が発令されるなど異常事態に発展していました。緊急事態宣言解除により、感染については一時的には下火になるかもしれませんが、再度の感染拡大も懸念され、新型コロナウイルスとの戦いは長期戦を覚悟しなければなりません。感染による苦痛や病死、経済破綻による自殺や困窮も、いずれが優先されるべきというものでもなく、いずれも防止しなければなりません。緊急事態宣言とその解除を繰り返すことは社会に大きな混乱を生じます。感染による致死率が相対的に高い高齢者等を守りつつ、若者を中心に一定程度経済活動を行うことで、コロナ禍と戦っていく必要があります。

JCI日本は、20歳から40歳の全国約3万の若手中小企業人等が所属する団体として、会員のアンケートシステム（登録2万3214名・今回回答者4871名）で中小企業の現場の声を調査した結果をお届けします（回答期間2020年5月9日～13日）。また、会員は20歳から40歳の子育て世代でもあります。そこで、会員企業の声を取り纏め、新型コロナウイルス対策の基本的な考え方と企業と個人の救済策について、3月27日の第1回提言に続き、改めて提言を致します（別紙JCCSアンケート結果（No. 11・13）には会員の生の声が多く掲載されております。ぜひご一読ください。）。

<提言骨子>

第1 新型コロナウイルス対策の基本的な考え方について

- 1 感染防止と経済再生の両立（接触機会8割減から感染機会8割減の集中防御戦略への移行とクラスター対策の併用）

第2 企業支援策について

1. 企業のキャッシュフロー改善について
 - (1) 借入返済のある不動産オーナー向け据置期間設置及び返済期間延長
 - (2) 既存融資の据置期間の設置及び同設置における追加融資
 - (3) 中小企業への劣後ローン導入
2. 事業継承、起廃業及び地域企業のデジタル化推進について
 - (1) 第三者事業継承融資制度の策定
 - (2) 再チャレンジ事業者応援制度
 - (3) 地域企業のデジタル化推進支援制度の策定又は拡充

3. 経済再生期の追加政策について
 - (1) 消費税の一時的な凍結又は減免
4. その他

第3 個人支援策について

1. 経済的支援策について
 - (1) 特別定額給付金の追加交付について
 - (2) 食品の消費税凍結について
 - (3) 社会保険料の減額について
 - (4) 住居費等の軽減支援策について
 - (5) ひとり親への現金給付等支援金の拡充について
2. 子供への支援策について
 - (1) 教育のオンライン化への支援策について
 - (2) 大学生への生活支援策の拡充について
3. 検査体制の充実について
 - (1) PCR検査の拡充及び抗体検査の実施について
4. 有事の際の防災・避難所対策について
 - (1) 国や地方公共団体が管理する施設を避難所として開放・活用
 - (2) 疫病流行時の避難所対策について
 - (3) 災害発生時の医療施設の住み分けについて
5. 東京一極集中に対するパンデミック対策について
 - (1) ふるさと奨学金制度の拡充について
 - (2) オンライン授業活用による東京一極集中解消について
 - (3) 若年層向けU I Jターン地方創生推進交付金の拡充について
6. 機動的で柔軟な財政出動について
 - (1) 迅速かつ効果的な公共投資による地方創生について
 - (2) 公共投資によるデジタルインフラの整備について

- (3) 高等学校等における授業料の無償化について
- (4) 大学等の授業料に対する劣後ローンの導入について
- (5) 持続可能な医療体制への財政投資について

<提言理由>

第1 新型コロナウイルス対策の基本的な考え方について

1 感染防止と経済再生の両立（接触機会8割減から感染機会8割減の集中防御戦略への移行とクラスター対策の併用）

政府の新型コロナウイルス感染拡大防止策の基本にあるのは、感染者と濃厚接触者を隔離することでクラスターを減らして医療崩壊を防ぎながらウイルスを死滅させる接触機会8割減という考え方でした。

しかし、致死率9.6%のSARSウイルス等に比して致死率2%（50歳未満はほぼ0.2%・別紙①・②）で無症状感染者も多数いる新型コロナウイルスの特性も踏まえると、クラスター対策では見えない無症状感染者をピックアップすることは困難であるためウイルスの早期撲滅は容易ではありません。むしろ、ウイルスの特性を踏まえて爆発的な感染拡大は防ぎつつ、一定程度は社会活動や経済活動を行うことで倒産・失業・困窮・自殺（コロナ禍が1年間続いた場合の自殺者推計14万0720人、2年間続いた場合の自殺者推計26万1113人・別紙③）などを防いでいく方向にシフトチェンジする時期に来ています。今回緊急事態宣言が解除されても、再度感染拡大が起こり、緊急事態宣言が発令される可能性があります。しかし、この繰り返しによってもウイルスの撲滅は困難であり、他方で経済に与える打撃は著しいと考えます。

そこで、早期にはウイルスを撲滅できない前提で、京都大学レジリエンス実践ユニット長の藤井聡教授らが提唱する「接触機会8割減」から「感染機会8割減」の集中防御戦略に移行しつつ、クラスター対策を併用するべきであると提言します。具体的には、ウイルスの主な感染経路が飛沫感染・エアロゾル感染・接触感染であることを踏まえ（別紙④）、まず①感染率の格段に高い会話を前提とする飲食、カラオケ、性風俗店などへは一定の自粛を依頼し、これらの産業に対する補償を充実させます。次に、②あらゆる場での徹底換気と企業による設備導入の補助金・助成金の拡充を図ります。更に、③咳エチケット・手洗い・マスク着用の徹底を国民に周知します。最後に、④致死率が高い50歳以上の高齢者、基礎疾患のある方、妊婦などを徹底的に保護するためにこれらの方々には外出8割自粛をお願いします。これとクラスター対策を併用するべきであると考えます。

JCCSのアンケート結果（No. 2・3）でも、新型コロナウイルスにより社業に悪影響が出ているという企業（とても出ている、少し出ている）が80.05%と約8割いる中、上記政策の方向性に転換するべきであるかとの問いには、肯定的な意見（そう思う、少し思う）が合計76.26%と全国若手中小企業の約8割が感染防止と経済再生の両立を求めています。業種別の意見（No. 11）や国への意見（No. 13）でも、多くの会員が緊急事態宣言の解除や経済活動との両立を求めています。

第2 企業支援策について

1. 企業のキャッシュフロー改善について

（1）借入返済のある不動産オーナー向け据置期間設置及び返済期間延長

コロナ禍において休業を余儀なくされている事業者や著しく事業に影響を受けている事業者にとって賃貸料の負担が大きくなっております。新型コロナウイルスの影響により、事業支出において何が一番負担かというアンケート結果（No. 9）では、人件費43.39%、借入金の返済15.24%、税金12.86%、家賃7.5%の順で負担であるとの回答があり、業種別意見や国への意見（No. 11・13）でもこれらの経済的負担の軽減、特に賃料負担の軽減を求める声が多くあります。人件費については雇用調整助成金、借入金の返済についてはセーフティーネットや危機関連保証制度、税金については支払いの猶予施策等がある一方、家賃に対する施策がありません。また、不動産や設備投資などの借入金の金融機関への返済を一定期間猶予された場合の効果に関するアンケート結果（No. 10）では、延命措置になる35.56%、良くなる21.22%、経営破綻を免れる8.34%の回答が合計65.12%に達し、多くの企業のキャッシュフローが改善されることが明らかになりました。

他方で、借入を行って不動産を取得した不動産オーナーにとって賃貸料は借入への返済原資であるため、賃貸料の免除や減額に応じることが困難となっております。

そこで、政府としての不動産賃料支援制度はできますが、我々としては不動産オーナーに対し、借入返済の据置期間を設置し、同期間分の返済スケジュールを延期することにより、入居している事業者への賃貸料を免除または減額することができます。また、金利分については①国から金融機関へ利子補給をする、②金利分のみ賃貸料を請求することを可能とするなどが考えられ、国、金融機関が一体となった金融エコシステムを構築することを提言致します。

（2）既存融資の据置期間の設置及び同設置における追加融資

多くの事業者の業績が悪化している中、既存の融資返済のリスケジュールを検討する事業者が増えてきております。ただ、融資の返済をリスケジュールした場合、追加での融資を受けることが困難になります。コロナ禍において多くの企業が危機関連保証制度による優遇融資を受けてはおりますが、既存融資の返済も企業にとって負担となっております。融資返済のリスケジュールを検討するにあたり、今後の資金調達のアンケート結果（No. 7）では、新たな融資が受けられなくなる不安がある28.52%、不安はあるがどうしてよいかわからない28%を合計すると56.52%に達し返済のリスケジュールに対して消極的な姿勢が伺えます。また、申請した支援施

策で受給した資金や借入金の使途に関するアンケート結果（No. 5）では、借入金の返済に充てる企業が9.46%となっており、危機関連保証制度の追加設置が必要なのが伺えます。既存融資に対しても据置期間を設置することは企業のキャッシュフロー改善につながります。また、当りスケジュールに関しては追加融資の対象とすることや、金融機関内における企業の格付けの変更を制限する制度設置を提言致します。

（3）中小企業への劣後ローン導入

アンケート結果（No. 11・13）の中には、個別意見で劣後ローン（会社が解散または経営破たんした場合の債権者への支払い順位が普通の債権より低い、無担保の貸し出し債権。）の創設を求める声が複数ありました。劣後ローン貸付を中小企業向けにも行うことで、実質自己資本の充実を図ることで企業のキャッシュフローの改善を図るよう提言を致します。

2. 事業継承、起廃業について

（1）第三者事業継承融資制度の策定

高齢な経営者においては現状を乗り越えることができたとしてもその後の企業の発展に寄与することが難しい状態にあることが想定されます。後継者が不在の中小企業における廃業が加速する恐れがあります。2019年11月に行われた年齢等に制限のない帝国データバンクによる「全国・後継者不在企業動向調査」では後継者不在率が65.2%という結果となっています。他方で、40歳以下の若手青年経済人のJCCSアンケート結果（No. 8）では、廃業は考えていない事業者が80.43%にのぼっております。若い経営層は事業継続をしたいという意識が強く第三者として事業を継承する意思もあると考えることができます。

そこで、アフターコロナにおいて、経営者同士を金融面で支援する制度を策定することが地域における有形無形の事業資産の喪失を抑止することに繋がります。特に日本政策金融公庫、各地域の保証協会における第三者事業継承融資の策定を提言致します。

（2）再チャレンジ事業者応援制度

自粛要請や精神的な自粛により経済循環が成り立たない状況の下、経済バランスは崩壊し、事業を継続するだけで経済的な圧迫が大きく、債務超過で倒産する最悪の結果を招いてしまいます。ウイルスの事業における悪影響に関するアンケート結果（No. 3）では、約80%が悪影響があるとの結果が出ました。さらに、アンケート結果（No. 4）で持続化給付金を活用した、これから活用するという答えが24.48%あり、売り上げの単月前年比で50%以下の企業が多く、事業存続について危機感を持つ必要があります。

一方で、コロナ禍による新たな生活様式に代表されるように社会や経済、ライフスタイルの構造変化が想定され、ビジネスモデルの変革やリソースの再分配も想定されます。そこで、ある程度経営に余力があるうちに、再チャレンジを念頭に計画的に廃

業することも、再チャレンジするための負債の蓄積やリスク分散としての一つの選択肢であると考えます。この点、日ごろから税理士や公認会計士、社会保険労務士に経営相談できるような契約関係にない小規模事業者のような規模の小さな企業も多いのが現状です。

以上から、廃業を実施することにおいて様々な専門家の知見が必要となり、専門的なアドバイスを受けられるような相談窓口の設置や専門家派遣支援など廃業に関する手続きや事業の再開に必要な事務費用や専門家への委託費用を支援する制度策定を提言します。

(3) 地域企業のデジタル化推進支援制度の策定又は拡充

コロナウイルスの蔓延により企業のテレワークが広く推奨されております。他方で、人口密度が高く業務のIT化が進んでいる大都市圏と異なり、地方はテレワークの重要性は同様であるものの、人材や実行力が低いのが実情です。本来、地方こそ地理的な制約を無くし得るデジタル化にビジネスの可能性が高いといえます。これは、東京一極集中を防ぎ、地方に新たな雇用を創出することにもつながり、地方創生を実現する千載一遇の機会であるとも言えます。そこで、国と地方自治体が協力し地域にあったデジタル化の推進を図ることを提言致します。

具体的には、テレワークの推進、カメラを使った現場管理システムの補助制度や工場稼働率などのWEB技術を用いた設備の稼働状況の可視化、オンラインスキルアップの訓練費用など、地方企業のデジタル化を促進する設備等の購入費用や人材育成の助成金制度の策定又は拡充を求めます。また、地方自治体が首都圏等から移住を希望するIT技術者を受け入れるための生活補助制度の策定を求めます。これらの組み合わせにより、地方がデジタル化を促進し、優れた人材を確保し、東京一極集中による各種リスクを軽減し、地方創生を実現することが可能になります。

3. 経済再生期の追加政策について

(1) 消費税の一時的な凍結又は減免

アンケート結果（No. 12）によれば、新型コロナウイルスが収束したのち、消費喚起をして経済のV字回復を果たすために消費税を期限付きで凍結又は一部減免するべきであるとの意見が60.43%を占めています。業種別意見や国への意見を記載する欄にも消費税減税に言及するものが多々あります（No. 11・13）。V字回復期の消費税の期限付き凍結又は減免をご検討ください。

4. その他

その他既に採用されている内容も多くありますが、会員の個別意見（アンケートNo. 11・13）からは、上記のほかにも企業に対する法人税をはじめとする各種租税及び社会保険料等の更なる減免や支払い猶予、雇用調整助成金やテレワーク推進・IT推進などの各種助成金・補助金の更なる拡大、各種手続きの簡略化、粗利補償や休業補

償といった営業補償、従業員への補償、公共工事の継続的発注による景気の刺激、コロナ禍収束後の大規模な経済対策を求める声が多くありました。

第3 個人支援策について

1. 経済的支援策について

(1) 特別定額給付金の追加交付について

緊急事態宣言が解除されましたが、感染予防策は今後も引き続き実施し新しい生活様式を定着させる必要がある中、当初の一律給付のみでは支援として不足することが想定されます。同内容の給付金を追加交付することで、国民全体が安心して生活を維持することができ、継続的に経済活動を刺激することに繋がると考えます。なお、財源として、申請をしなかった場合に他の方へ給付が配分される仕組みや、追加給付については貸付として一定の所得以上の場合に返済するなどの仕組みを構築することにより確保できると考えますので、追加交付をご検討くださいますようお願い申し上げます。

(2) 食品の消費税凍結について

2名以上の世帯における費用別支出の内訳をみると、最も消費額として大きいのは食費であり約30%の支出となっています。アンケート結果においても、現在のような状況下で家計費支出の中で食費負担が重いと答えた人は73%にものぼりました。つまりは食費に関する経済的支援が最も身近でインパクトがある支援策であると考えられます。民間企業による25歳以下の通信費のデータ追加分無料や電力会社やガス業者などの高熱費などの支払い期限延長などの策はあるものの、最も費用がかかる食料品への支援策が必要だと考えます。そこで、食料品の消費税を時限的に凍結し、事態収束後、経済復興を鑑みて段階的に元の税率に戻すことをすることをご検討下さいますようお願い致します。

(3) 社会保険料の減額について

同アンケート結果において、社会保険料の減額を求める声は、約45%ありました。社会保険料の減額は、国民皆保険下では、前述(2)の食品への消費税減税と同じように公平にその恩恵を受けることができます。企業に対する社会保険料の納入猶予措置は取られていますが、企業から支払われる給与から天引きされる社会保険料は通常通りの控除となるため、新型コロナウイルスの影響がある期間に限定して企業側に社会保険料の給与天引きを不要とする仕組みをつくり、可処分所得の低減を抑えることを検討していただきたく、お願い致します。

(4) 住居費等の軽減支援策について

アンケート結果より、所得が減少したという回答は約43%ありました。また、その所得減少者のうち家計費支出を圧迫している要因を住居費と回答した方が約56%もありました。所得が減少している中では、住宅ローンの返済負担は重く、他の消費支出も大きく抑制されていることが思料されます。また、給付型の制度では国民へ渡

るまでに時間がかかり即効性を欠き、また長期化が予想される中で継続性を備えた対策として十分とはいえません。住居費負担を軽減することで、他の消費支出が活性化される副次効果も期待されます。よって、所得減少者を対象として、住宅ローンの返済を一時的に免除又は猶予する制度の創設をご検討下さいますようお願い致します。

(5) ひとり親への現金給付等支援金の拡充について

ひとり親家庭への経済的支援については生活福祉資金貸付制度、個人向けの緊急小口資金の特例制度の活用が促進されているのみでひとり親向けの支援策は各都道府県の自治体や民間企業においてそれぞれ支援策が講じられている状態です。国の支援制度として一律の現金給付などの支援金の拡充を検討いただけるようお願い致します。

2. 子供への支援策について

(1) 教育のオンライン化への支援策について

非常事態宣言解除を受け、学校休校期間の短縮および再開が各都道府県にて発表されていますが、引き続き学校に登校できない学生もいます。現在SNSを活用して自宅で学べる学習支援策が講じられていますが、個々の家庭に任せられているため、全ての子供がこの仕組みを活用して学習するまでには至っていないのが現状です。アンケート結果においても、子育て世帯のうち子供の生活環境に影響が出ていると回答した方は80%を超えました。オンライン教育の充実、スマートフォンやパソコンでの学ぶ時間を設けることが必要だと考えます。家庭にスマートフォンやPCがない場合には貸出をしてオンラインでの学習する機会を提供するこの仕組みを各都道府県でも積極的に推進するようにご検討をお願い致します。

(2) 大学生への生活支援策の拡充について

5月19日の閣議決定において大学生などを対象として、住民税非課税世帯の学生に20万円、それ以外の学生には10万円を支給することとなりました。しかし、親の収入やアルバイトでの収入が激減してしまっている学生にとって、奨学金や授業料免除となる仕組みが現状では効果的に機能しておりません。具体的な支援策として1か月あたり最大10万円を上限に自身で金額を設定し借入できる制度を創設し、社会人となって返済する新たな仕組みを創設いただけるよう検討をお願い致します。

3. 検査体制の充実について

(1) PCR検査の拡充及び抗体検査の実施について

現在、日本の新規感染者数は、他国の状況を鑑みても緊急事態宣言下で一定の効果があつたとの評価が一般的です。一方で、検査数の少なさによって感染者数が著しく伸びない原因との指摘もあり、現在の感染者数が実際とかけ離れているとの見方もあ

ります。現在の国内の状況を正しく把握するため、PCR検査の拡充、及び、大規模な抗体検査の実施が必要であると考えます。アンケート結果においても、特に50歳以上の高齢層においてPCR検査の拡充を求める声は約69%に上りました。検査を拡充することで、感染者の早期治癒を実現するとともに、これらを踏まえ今後感染を最小限に抑えながら、国民の不安を払拭し経済活動再開の早期実現にも繋がります。検査実施した結果を分析し、自粛要請の方針や医療体制のあり方を最適化させるためにも早期実施に向けてご検討をお願い致します。

4. 有事の際の防災・避難所対策について

(1) 国や地方公共団体が管理する施設を避難所として開放・活用について

緊急事態宣言は解除されましたが引き続き三密を回避する必要がある中、災害発生時には避難所へ住民が避難するため、通常時に比べ一人あたりの収容面積を広く確保する必要があります。指定避難所（学校、体育館、公民館等）に加え、指定外避難所（保育所、寺院、集会所、宿泊施設等）を繰り上げるとともに、現在指定されている避難所の他に、国や地方公共団体、民間が管理する施設（ホテル、駐車場等）を避難所として開放していただきますようお願い致します。さらには、近隣市町村が連携を図り保有している施設を開放していただき、広く国民に周知して活用していただくことをご検討いただきますようお願いいたします。

(2) 疫病流行時の避難所対策について

疫病等の感染症の対策は、災害時の避難所での重要課題の一つとして考えられます。未知のウイルス拡大という事態になれば、感染者や感染が疑われる人を一般の避難所に収容できなくなります。感染力や感染者数にもよりますが、医療機関をはじめ適切な収容場所を想定し常日頃から周知しておく必要があります。そのためには疫病流行時には国や地方公共団体が備蓄している衛生用品（消毒液、マスク、フェイスシールドや手袋等）を確保するとともに、被災地に優先的に配布できる制度の構築をお願いいたします。

(3) 災害発生時の医療施設の住み分けについて

災害が発生した場合、コロナ感染者と災害による傷病者の収容先を振り分けなければ、被災者は安心して避難所へ避難することもできず、災害時医療体制を確保することが困難になると考えられます。

そのため、地域の医療機関における役割の中で、国や地方自治体や民間が所有している大規模施設を一時的に災害負傷者指定機関として開設することを求めます。コロナ感染者と災害疾病者の集団感染を防ぐとともに、簡易的な病床を開設することにより、被災者が負傷した場合に安心して医療が受けられるよう災害発生時における医療機関の割り振りをしていただきますようお願いいたします。

5. 東京一極集中に対するパンデミック対策について

(1) ふるさと奨学金制度の拡充について

独立行政法人日本学生支援機構によると、日本には294万人の学生がおり、48.9%が奨学金制度を利用しています。その中でも貸与型利用額の20.1%は延滞債権となっているのが現状です。返済できない人への救済策および東京一極集中の是正のため、地元での就職者に返還免除等を行うふるさと奨学金制度の拡充をしていただきますようお願いいたします。

(2) オンライン授業活用による東京一極集中解消について

関東圏への転入超過数を15-29歳の若年層が全体の約5割を占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられます。また大学数でも、全国782校のうち関東圏には25.5%の223校が集中しています。今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、オンライン授業化が加速しています。これを契機にオンライン授業受講開始支援補助金制度の創設およびオンライン授業の単位認定を制度化することをお願いいたします。

(3) 若年層向けU I Jターン地方創生推進交付金の拡充について

アンケート調査（内閣官房：平成27年9月大都市圏への移動等に関する背景調査）によると、進学時に地元を転出して移動した人のうち、東京圏での生活を志望したのは約半数であることから進学時が東京圏に定住する一つのきっかけとなっていると言えます。そこで、地方創生推進交付金「起業支援金・移住支援金」の拡充を行い、テレワークを行うフリーランスやノマドワーカーにも対象を広げることでU I Jターンの促進をしていただきますようお願いいたします。

6. 機動的で柔軟な財政出動について

(1) 迅速かつ効果的な公共投資による地方創生について

国の令和元年度一般会計予算では、補正予算において約1.6兆円の予算措置（内閣府月例報告）を講じており、公共事業関係費については当初予算比0.8%減となっています。コロナ禍における経済回復フェーズにおいては、プライマリーバランスにとらわれず財政出動を実行いただき、公共投資、医療体制の充実、防災・減災体制の整備、インフラ老朽化対策など国土強靱化につなげていただくことで、地域経済の活性化とともに、官民を挙げた経済活動の回復を実現するために柔軟な財政出動をしていただけますようお願いいたします。

(2) 公共投資によるデジタルインフラの整備について

コロナ禍により学校の臨時休校などによる教育の遅れが発生し、各家庭における環境の違いによって教育格差が発生する恐れが生じています。一方で、タブレットやパソコンを使用しオンライン授業などの充実が図られており、教育環境の新たな仕組みが出来る可能性があります。そこで、より一層の教育環境の充実を図るため自宅からストレスなく勉強できる環境を推進し、端末やプロバイダー貸出、Wi-Fiスポット

ト、5G回線の整備をおこなうことで、情報を届ける取り組みを、各自治体から「公共投資」として推進していただけますようお願いいたします。

(3) 高等学校等における授業料の無償化について

高等学校等への無償化制度は2020年4月より対象者を世帯年収910万円未満とし、拡充がなされてきました。制度設立当初から考えられた金額および対象者も広範囲となり子育て世代の家計負担を軽減する施策となっています。さらに、生活保護世帯や住民税所得割非課税世帯に対しては、高校生等奨学給付金制度により追加支援策も講じられているところです。一方で、支援対象になっている授業料以外にも様々な費用を必要とする学業の実態を踏まえ、授業料以外の費用についても無償化となるよう更なる支援策を整備いただくとともに、財源の確保の観点から教育国債発行を検討いただきますようお願いいたします。

(4) 大学等の授業料に対する劣後ローンの導入について

誰もが平等に高等教育にアクセスできる環境整備のためスタートした高等教育の無償化制度ですが、対象者が限られ給付型奨学金などは活用が進まない実態があります。また、コロナ禍においてアルバイト先を失い学業の継続が困難となる事態が発生しています。一方で、諸外国においては、国が一時的に大学の学費を立て替え、学生が社会人となった後にその所得に応じて返済する劣後ローン制度（オーストラリアで実際に運用されている「Higher Education Loan Program」）などが存在しております。経済的理由により教育の機会が奪われることがないように、支援策を講じていただくようお願いいたします。

(5) 持続可能な医療体制への財政投資について

新型コロナウイルス影響下において爆発的感染を引き起こすと医療崩壊につながると懸念され、緊急事態宣言が発令され自粛要請がなされました。医療崩壊については、病床数や人工呼吸器の不足などが原因となり深刻な状況となりました。医療機器においては国内生産比率が極めて低い実態が浮き彫りとなった中で、国内の異業種企業による医療機器製造の新規参入の事例がでてきており、企業への補助制度の創設および拡充を早急に実施いただくよう、お願いいたします。

以上